

# 函館市パートナーシップ制度 意見交換会

令和3年11月3日（水・祝）

函館市市民部市民・男女共同参画課

## パートナーシップ制度とは

---

- ・自治体が公的に、同性カップルに対し、その関係性（パートナーシップ）を認める制度です。
- ・法律婚とは異なり、法律上の権利や義務をともしないものではありません。
- ・全国では、130の自治体で導入されています。（令和3年10月11日現在）



# 多様な性について（性の4要素）

法律上の性	医師などから発行された出生証明書をもとに子の出生地・本籍地または届出人の所在地の自治体の役所に提出された出生届書が受理され、戸籍や住民票に記載されている性
性自認 (心の性)	自分がどの性別であるか、またはないかについての認識
性的指向 (好きになる性)	恋愛感情や性的な関心が主にどの性に向くかまたは向かないかという概念
表現する性	服装や言葉遣い・立ち振る舞いなど、社会に向けて自分の性をどのように表現するかを指す用語。

## 性自認（心の性）

- ・自分がどの性であるかの認識。
- ・法律上の性と一致する人もいれば、一致せず違和感を感じる人もいます。

### トランスジェンダー

・・・出生時に割り当てられた性別に違和を感じる人

### Xジェンダー

・・・性自認が女性や男性と明確に二分できない人  
(両性, 中性, 無性, 不定性など多様)

## 性的指向 (好きになるの性)

---

- ・どのような性別の人を好きになるかという概念。

### レイズビアン/ゲイ

- ・・・性的指向が同性に向いているところの性別が女性または男性

### バイセクシュア

- ・・・性的指向が異性にも同性にも向いている人

### アセクシュアル

- ・・・恋愛感情や性的関心のない人

## LGBTとは

---

LGBTとは、レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（法律上の性と心の性に違和感がある人）の頭文字から取った言葉で、性的少数者を表す言葉の一つとして使われている。

### 性的指向

L レズビアン (Lesbian) 女性の同性愛者

G ゲイ (Gay) 男性の同性愛者

B バイセクシュアル (Bisexual) 両性愛者

### 性自認

T トランスジェンダー (Transgender)

法律上の性と心の性が一致しない人

## 性的少数者の方が抱える困難

---

- ・ 性的少数者の割合は社会全体の3～8%
- ・ 性的少数者は身近な存在。
- ・ しかし偏見や差別をおそれて、家族や友人、職場の上司や同僚などに打ち明けることができない人も多く、  
**“社会に存在しない”** ものとされ続け、  
日常の様々な場面で困難を感じています。

7

## 性的少数者の方が抱える困難

---

### 【学校での生活】

- ・ 学校で「男のくせに（女のくせに）」  
「気持ちが悪い」など侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊感情が深く傷ついた。
- ・ 学校の制服や体操服などが法律上の性別で分けられたため、苦痛を感じ不登校になった。

# 性的少数者の方が抱える困難

---

## 【就労】

- ・ 性的指向や性自認を理由に解雇された。
- ・ 同性パートナーやその父母の介護休業を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。

(一社) L G B T法連合会「性的指向および性自認を理由とする私たちが社会で直面する困難のリスト」より

9

# 性的少数者の方が抱える困難

---

## 【医療】

- ・ 医療機関の受付で、戸籍上の名前が呼ばれるため、受診しづらくなった。
- ・ 意識不明状態のパートナーが入院したが、病院から病状説明が受けられなかった。

(一社) L G B T法連合会「性的指向および性自認を理由とする私たちが社会で直面する困難のリスト」より

10

# 性的少数者の方が抱える困難

---

## 【日常生活】

- 公共のトイレや更衣室が男女別であるため使用がためられる。
- 同性パートナーと住む家を借りようとしたところ、入居可能な物件をみつけることが難しかった。

(一社) LGBT法連合会「性的指向および性自認を理由とする私たちが社会で直面する困難のリスト」より

11

**2022年（令和4年）に向け  
パートナーシップ制度導入検討**

## なぜパートナーシップ制度なのか

---

- ・パートナーシップ制度は、性的少数者のカップルの関係性を市が申請に基づき公に証明する制度です。
- ・性的少数者の方が日頃から抱えている不安や困難の緩和に繋がる。

13

## なぜパートナーシップ制度なのか

---

### 【期待される困難緩和の効果】

- ・市が性的少数者のカップルの関係性を証明することで、当事者の方の安心感につながる。
- ・病院や住宅賃貸の場での対応がスムーズになる。
- ・携帯電話会社の家族割の対象となるなど民間サービスが受けられる。
- ・市民や事業者など地域社会への啓発効果がある。

14

# パートナーシップ制度について

・制度導入自治体数 103自治体（令和3年4月1日現在）

区分	自治体数	自治体名
府県	3	茨城県, 大阪府, 群馬県
政令市	16	札幌市 福岡市 大阪市 横浜市 千葉市 堺市 熊本市 北九州市 相模原市 さいたま市 新潟市 浜松市 川崎市 岡山市 京都市 広島市
中核市	15	那覇市 横須賀市 枚方市 宮崎市 長崎市 尼崎市 奈良市 高松市 川崎市 明石市 高知市 越谷市 松本市 豊橋市 西宮市
東京都特別区	8	渋谷区 世田谷区 中野区 豊島区 江戸川区 港区 文京区 足立区
その他の市	51	伊賀市 宝塚市 三田市 交野市 鎌倉市 大東市 総社市 府中市 小田原市 鹿沼市 西尾市 坂戸市 小金井市 栃木市 北本市 松戸市 国分寺市 弘前市 渋川市 鴻巣市 三豊市 逗子市 大和郡山市 徳島市 古賀市 豊明市 伊丹市 芦屋市 いなべ市 富田林市 川西市 貝塚市 三浦市 吉野川市 東かがわ市 桶川市 上尾市 亀岡市 安中市 行田市 本庄市 国立市 藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 富士市 生駒市 天理市 臼杵市 日南市 指宿市
町	10	大泉町 木城町 葉山町 伊奈町 三芳町 猪名川町 北島町 小豆島町 土庄町 多度津町
合計	103	

出典：認定NPO法人虹色ダイバーシティ

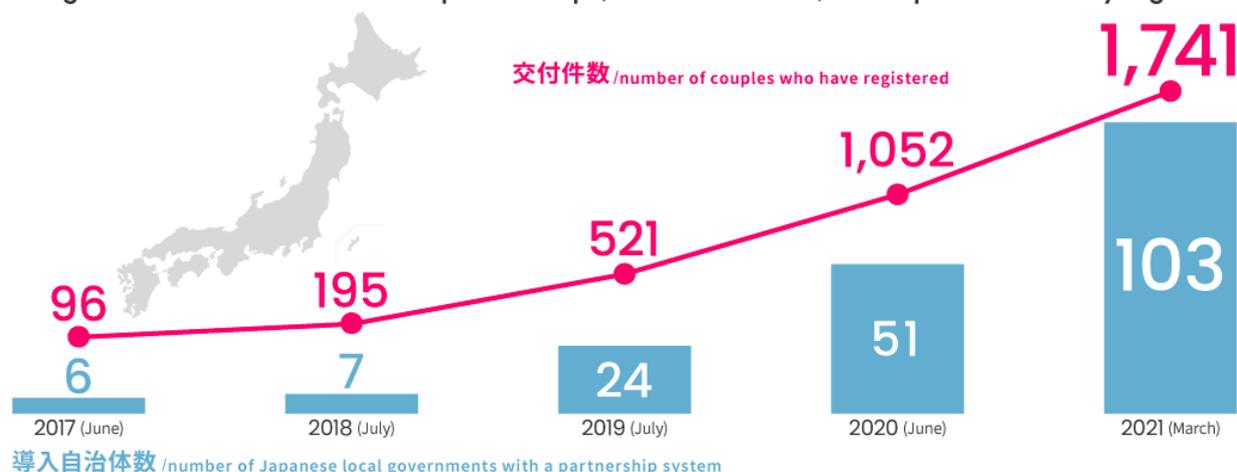
# パートナーシップ制度について

## パートナーシップ制度登録件数の経年変化

LGBT partnership systems cover more across Japan



パートナーシップ制度のある自治体は急速に増えており、2021年4月には103自治体、2021年3月末時点で1,741組が登録している。  
103 local governments allow same-sex partnerships, and more than 1,741 couples are already registered.



データ元：渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ共同調査  
出典：認定NPO法人虹色ダイバーシティ

## パートナーシップ制度について

2015年(平成27年)に東京都渋谷区で制度が開始され、その後、全国に広がる。道内では2017年(平成29年)6月に初めて札幌市が導入。2021年(令和3年)4月1日、103の自治体が導入し、自治体ごとに様々な制度で運用。

内容		東京都渋谷区	札幌市	横須賀市	岡山市
根拠		条例	要綱	要綱	要綱
証明方式 (発行書類)		公正証書作成のうえ、証明申請(証明書)	宣誓(宣誓書受理証)	宣誓(宣誓証明書)	宣誓(宣誓書受領証)
制度開始		2015年11月	2017年6月	2019年4月	2020年7月
要件	年齢	20歳以上			
	性別等	戸籍上の性別が同一	性自認が同性(戸籍上異性も含む)	性別問わない	性自認が同性(戸籍上異性も含む)
	居住地	区に住民登録があること	市内に住所を有するまたは転入予定	市内に住所を有するまたは転入予定	一方が市内に住所を有するまたは転入予定

## パートナーシップ制度検討に係るスケジュール

### パートナーシップ制度検討委員会

第1回検討委員会 (R3.5.31) ・ 検討事項についての意見交換 (1回目)



当事者の方との意見交換会 (R3.6.24)

第2回検討委員会 (R3.8.24) ・ 検討事項についての意見交換 (2回目)



第3回検討委員会 (R3.9.27) ・ 事務局案について

検討委員会  
意見取りまとめ

## 制度の趣旨

性の多様性への理解が進み，市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され，人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることをめざす。

19

## 証明方法

二人が，互いを人生のパートナーとして，日常生活において，経済的にも精神的にも助け合う関係であることを市長に宣誓し，市は宣誓者に対して宣誓書受領証を交付する。

20

## 制度の対象者

一方または双方が性的少数者であること

21

## 年齢要件

双方が成年に達していること

## 居住地要件

次のいずれかに該当すること

a 一方または双方が市内在住・在勤・在学

b 一方または双方が市内へ転入予定

22

# パートナーシップ制度検討に係るスケジュール

## パートナーシップ制度検討委員会

第1回検討委員会（R3.5.31） ・ 検討事項についての意見交換（1回目）



当事者の方との意見交換会（R3.6.24）

第2回検討委員会（R3.8.24） ・ 検討事項についての意見交換（2回目）



第3回検討委員会（R3.9.27） ・ 事務局案について

検討委員会  
意見取りまとめ

パートナーシップ制度意見交換会（本日）

パートナーシップ制度  
素案策定

11月 函館市男女共同参画審議会へ諮問

12月 函館市男女共同参画審議会からの答申をもとに素案を修正

令和4年1月 パブリックコメント（意見公募）手続きの実施

令和4年3月 パートナーシップ制度成案化

5

## 函館市の取組み

### ●男女共同参画基本計画への位置づけ

第3次函館市男女共同参画基本計画において、主要施策の一つに「性的少数者への理解の促進」を位置づけ、市民向け啓発パンフレットを作成。



第3次函館市男女共同参画基本計画～はこだて輝きプラン～  
（平成30年3月策定）



啓発パンフレットの作成  
「LGBT（性的少数者を知っていますか？）」

### ●市施設の男女共用多目的トイレに「だれでもトイレ」と表示



### ●市の申請書等様式における性別記載欄の見直し



## 女性センター事業

### ● 当事者やその家族のための交流事業

「ホッとたいむ (LGBT編)」

令和3年度  
隔月第2土曜日  
開催

函館市女性センター 参加者募集  
令和3年度 第2回 隔月第2土曜日開催

同じ悩みを持つ仲間と心を開く時間  
「ホッとたいむ」LGBT編

●開催日/隔月第2土曜日  
5月8日 7月10日 9月11日 11月13日 1月8日 3月12日

●対象/函館市民または市内在勤、在学の当事者やその家族の方など  
●参加料/無料 ●定員/8名(申し込み順)  
●申込受付/午前10時より電話(23-4188)または直接女性センターへ

函館市女性センター 函館市東川町11-12 電話:0138-23-4188  
https://www.hakodate-josen.com

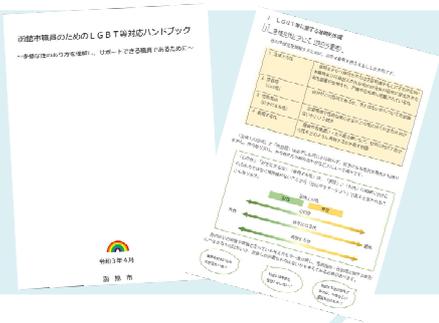
### ● 「性の多様性に関する市民講座」



「多様なありかた、多様な暮らしを育むまちへ～LGBTを学ぶ講座」  
令和2年7月 講師：原 ミナ汰氏

### ● 市職員向け対応ハンドブックの作成

「函館市職員向けLGBT等対応ハンドブック～多様な性のあり方を理解し、サポートできる職員であるために～」作成



### ● LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業実施 (令和3年10月～)

函館市 LGBTフレンドリー企業推進アドバイザー派遣事業

**LGBTフレンドリー企業推進のためのアドバイザーを派遣します**

・無料で3回まで派遣

性的少数者(いわゆるLGBT)の方が自分らしく働ける職場づくりや、LGBTに配慮した顧客サービスなどの取り組みをサポートします!

**派遣内容**

- ▶ 講師としての派遣  
LGBTに関する研修やセミナーの講師として派遣します。
- ▶ LGBTフレンドリーな職場環境づくりのためのアドバイス【アドバイスの例】
  - ・同性パートナーを福利厚生等の対象とするための就業規則の改正について
  - ・性の多様性に配慮したトイレや更衣室等職場環境の整備について
  - ・LGBTの顧客に配慮したサービスについて など

派遣対象: LGBTフレンドリーを目指した取り組みを行う函館市内の事業所や団体等  
アドバイザー: 北海道社会保険労務士会 函館支部所属の社会保険労務士

お問合せ・お申し込み 函館市市民部市民・男女共同参画課 〒040-8666 函館市東雲町4番13号  
E-mail: danjokuyodo@city.hakodate.hokkaido.jp  
電話: 0138-21-3470(平日8:45~17:30) FAX: 0138-23-7173  
ホームページ: ほこだて LGBTフレンドリー企業 検索

#### 目的

性別に関わらず誰もが活躍できるまちの実現のため、企業における性の多様性を尊重した取組みを促進すること。

#### 派遣対象

LGBTフレンドリーを目指した取組みを行う函館市内の事業所や団体等

#### アドバイザー

北海道社会保険労務士会  
函館支部所属の社会保険労務士

#### 内容

##### ▶ 講師としての派遣

LGBTに関する研修やセミナーの講師として派遣します。

##### ▶ LGBTフレンドリーな職場環境づくりのためのアドバイス【アドバイスの例】

- ・同性パートナーを福利厚生等の対象とするための就業規則の改正
- ・性の多様性に配慮したトイレや更衣室等職場環境の整備
- ・LGBTの顧客に配慮したサービスについて など



ご清聴ありがとうございました。